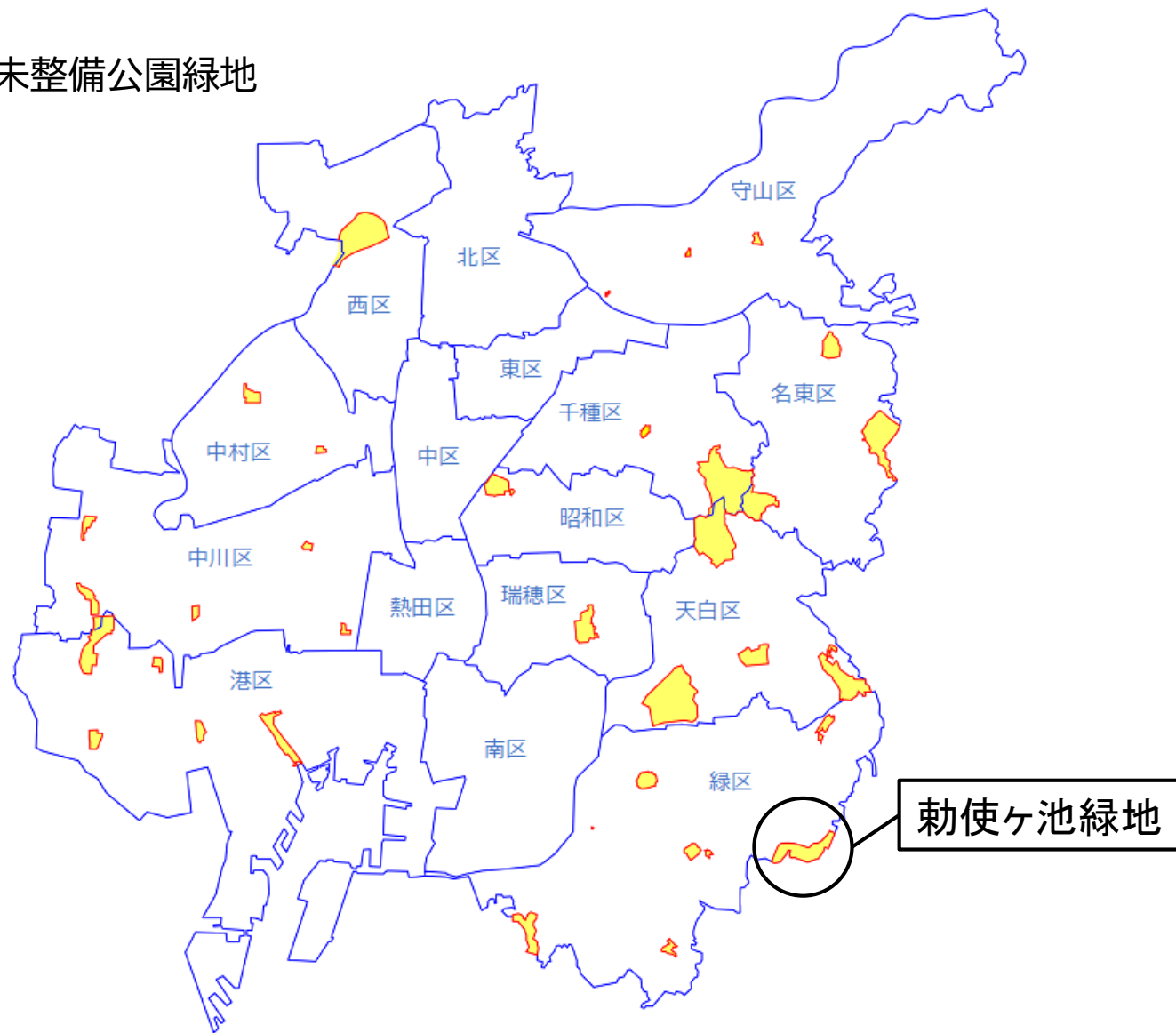


案件2 長期未整備公園緑地（勅使ヶ池緑地）の 見直しについて

第4号議案 名古屋都市計画緑地の変更

長期未整備公園緑地の位置図

 … 長期未整備公園緑地



勅使ヶ池緑地の概要

名 称	計 画 面 積	当 初 決 定 年 月 日
第12号 勅使ヶ池緑地	約 55.3 ha	S40.1.27



都市計画の見直しの基本方針



都市計画の見直しの基本方針

【1】樹林地の保全、文化財の尊重

現況でまとまりのある樹林地や、遺跡等で歴史上又は学術上価値の高いものがある区域は、計画をできる限り変更しないものとします。

【2】緑を保全する制度の活用

特別緑地保全地区等の緑を保全する制度の活用が可能であり、公園の機能面からも支障がない場合は、計画区域の削除を検討します。

【3】地域のまちづくりの中での変更

近隣で土地区画整理事業等によるまちづくりが行われる場合や、同等の機能・規模を持つ用地が取得可能な場合は、計画の位置や区域の変更を検討します。

【4】一体利用が効果的な施設の公園への編入

都市計画公園緑地に隣接し、公園緑地と一体的に利用することが効果的な公共施設等については、既決定区域への編入を検討します。

【5】計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除

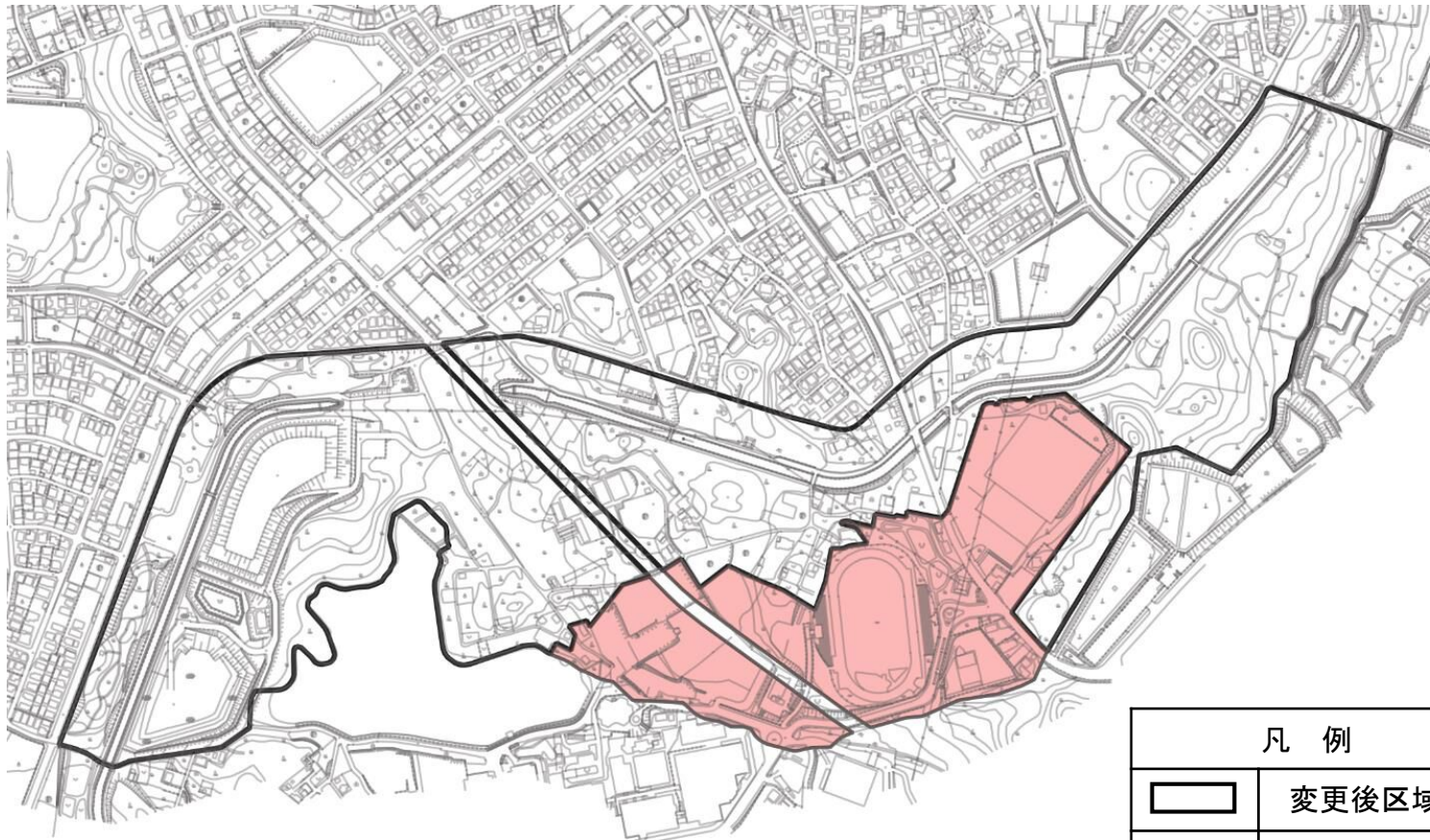
- 1) 縁辺部にあり、道路等によって区切られた街区等でおおむね8割以上宅地化している区域は、公園の機能面からの支障がない場合、削除を検討します。

新たな視点の追加

- 2) 縁辺部にあり、**おおむね1ha以上かつ8割以上宅地化している区域は削除を検討します。**
- 3) 樹林型の公園緑地において、**おおむね1ha以上かつ50年以上非樹林地**となっており、**周辺樹林への影響がない区域は削除を検討します。**
- 4) **規模が大きく移転困難な施設**（学校グラウンド、一団の墓地等）は**区域削除を検討します。**

都市計画変更の概要

名 称	変更の概要
第12号 勅使ヶ池緑地	一部区域の削除 【計画面積 約55.3ha → 44.4ha】



凡 例	
	変更後区域
	削除区域

都市計画案の縦覧と意見書の提出

縦 覧 期 間	令和7年5月8日 ～ 令和7年5月22日
意見書提出数	1通(緑地の変更／勅使ヶ池緑地)

都市計画案に係る意見の要旨と都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・本件は藤田学園の拡張等に伴うものであり、やむを得ないものとする。 ・名古屋市内は緑地が少なく、山林や農地を次々と宅地開発している傾向にある。 緑区、天白区、名東区等にはまだまだ山林、農地（緑地）が残っているため、それらを多く保全し、良好な住環境の維持、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の抑制に努めていただけると、名古屋市の価値が向上する。 ・今後都市計画を決定する上で、緑地の保全、増加を検討していただけると幸いです。	・勅使ヶ池緑地は、平成30年3月策定の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」において、規模が大きく移転困難な施設が立地している現状等を踏まえ、削除を検討する区域として位置付けております。そのため、区域の削除を行うこととしたものです。 ・本市の都市計画マスタープランでは、「公園緑地の整備や民有地における緑化により緑を創出するとともに、樹林地や農地などの既存の緑や水循環の保全、風土にあった生きものの回復などに、自然環境の持つ多様な機能を活用するというグリーンインフラの考え方を踏まえて取り組むなど、良好で快適な都市環境の形成をはかる」という都市づくりの方針を掲げています。今回いただいたご意見も踏まえ、今後も都市計画の決定等を進めてまいります。

第2次プログラムにおける位置付け

30 勅使ヶ池緑地（緑区）

